



K O S A N

興産信用金庫の現況

2025 資料編



経営の内容（資料編）

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第102期 (6.3.31 現在)	第103期 (7.3.31 現在)
(資産の部)		
現金	2,895	2,930
預け金	94,194	99,434
買入金銭債権	120	213
有価証券	65,614	65,256
国債	19,578	20,767
地方債	5,719	7,463
社債	26,251	22,447
株式	4,110	4,109
その他の証券	9,953	10,467
貸出金	249,970	250,587
割引手形	1,987	1,564
手形貸付	5,813	6,420
証書貸付	239,176	238,971
当座貸越	2,994	3,630
外国為替	16	78
外国他店預け	16	78
その他資産	3,453	3,098
未決済為替貸	432	302
信金中金出資金	2,190	2,190
前払費用	14	13
未収収益	518	313
金融派生商品	-	0
その他の資産	297	279
有形固定資産	6,347	5,444
建物	1,833	1,338
土地	4,208	3,815
その他の有形固定資産	305	291
無形固定資産	337	314
ソフトウェア	119	104
その他の無形固定資産	217	210
前払年金費用	294	344
繰延税金資産	-	251
債務保証見返	2,513	1,939
貸倒引当金	△ 1,418	△ 1,287
(うち個別貸倒引当金)	(△ 672)	(△ 751)
資産の部合計	424,340	428,606

(単位：百万円)

科目	第102期 (6.3.31 現在)	第103期 (7.3.31 現在)
(負債の部)		
預金積金	394,418	398,054
当座預金	26,096	27,840
普通預金	168,644	168,556
貯蓄預金	424	451
通知預金	365	358
定期預金	185,878	187,360
定期積金	7,884	7,368
その他の預金	5,126	6,118
借入金	3,677	3,322
借入金	3,677	3,322
その他負債	1,470	2,175
未決済為替借	343	173
未払費用	182	325
給付補填備金	3	3
未払法人税等	243	427
前受収益	30	39
払戻未済金	93	100
職員預り金	335	335
金融派生商品	-	0
資産除去債務	77	79
その他の負債	160	690
賞与引当金	185	193
役員退職慰労引当金	145	144
睡眠預金払戻損失引当金	15	13
偶発損失引当金	74	79
繰延税金負債	38	-
再評価に係る繰延税金負債	309	317
債務保証	2,513	1,939
負債の部合計	402,849	406,241
(純資産の部)		
出資金	2,572	2,619
普通出資金	2,572	2,619
利益剰余金	17,910	19,353
利益準備金	2,562	2,572
その他利益剰余金	15,348	16,780
特別積立金	7,900	7,900
(うち諸償却等準備積立金)	(1,200)	(1,200)
当期末処分剰余金	7,448	8,880
処分未済持分	△ 43	△ 42
会員勘定合計	20,439	21,930
その他有価証券評価差額金	528	△ 96
土地再評価差額金	523	530
評価・換算差額等合計	1,051	433
純資産の部合計	21,491	22,364
負債及び純資産の部合計	424,340	428,606

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第102期 (6.3.31 現在)	第103期 (7.3.31 現在)
経常収益	6,449,625	6,157,298
資金運用収益	5,216,522	5,348,376
貸出金利息	4,322,447	4,293,095
預け金利息	93,212	222,615
有価証券利息配当金	758,723	789,561
その他の受入利息	42,139	43,104
役務取引等収益	503,722	537,671
受入為替手数料	195,688	199,021
その他の役務収益	308,034	338,649
その他業務収益	39,697	90,273
外国為替売買益	16,047	14,244
国債等債券売却益	21,650	74,387
国債等債券償還益	1,110	19
その他の業務収益	889	1,621
その他経常収益	689,682	180,977
貸倒引当金戻入益	179,464	—
償却債権取立益	7,448	58,153
株式等売却益	424,164	66,976
その他の経常収益	78,604	55,847
経常費用	4,927,000	5,788,184
資金調達費用	85,802	263,358
預金利息	59,137	237,902
給付補填備金繰入額	10	490
借用金利息	21,954	20,270
その他の支払利息	4,699	4,695
役務取引等費用	120,782	118,370
支払為替手数料	52,774	52,947
その他の役務費用	68,007	65,422
その他業務費用	559,201	1,020,170
国債等債券売却損	551,652	1,017,887
国債等債券償還損	5,748	482
その他の業務費用	1,800	1,800
経費	3,972,733	4,058,146
人件費	2,451,035	2,433,863
物件費	1,341,272	1,439,402
税金	180,425	184,879
その他経常費用	188,481	328,138
貸倒引当金繰入額	—	36,378
貸出金償却	98,137	156,430
株式等売却損	3,806	—
その他の経常費用	86,537	135,329
経常利益	1,522,624	369,113
特別利益	59,135	1,658,223
固定資産処分益	—	1,658,223
その他の特別利益	59,135	—
特別損失	55	8,684
固定資産処分損	55	6,338
その他の特別損失	—	2,346
税引前当期純利益	1,581,704	2,018,652
法人税、住民税及び事業税	339,386	532,202
法人税等調整額	43,317	△ 46,794
法人税等合計	382,703	485,407
当期純利益	1,199,000	1,533,245
繰越金(当期首残高)	6,149,273	7,361,703
100周年事業費積立金取崩額	100,000	—
土地再評価差額金取崩額	—	△ 14,769
当期末処分剰余金	7,448,274	8,880,179

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	第102期 (5.4.1～6.3.31)	第103期 (6.4.1～7.3.31)
当期末処分剰余金	7,448,274,375	8,880,179,379
積立金取崩額	—	—
利益準備金限度超過取崩額	—	—
剰余金処分量	86,570,678	123,533,817
利益準備金	10,778,500	46,880,000
普通出資に対する配当金	75,792,178	76,653,817
(配当率)	(年3%の割合)	(年3%の割合)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	7,361,703,697	8,756,645,562

第103期における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月27日

興産信用金庫

理事長 岡田 幸生

令和7年6月26日開催の第103回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない様式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 38年～47年 その他 2年～39年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を考慮した予想損失率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店が一次の資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部資産管理課が二次の資産査定を行い、監査部監査課が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、800百万円であります。
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、影響が顕在化した特定業種に属する債務者に対する債権について、一定の仮定に基づき、昨年度まで、貸倒引当金を追加計上してはりましたが、今年度、コロナ禍から脱却したと判断し、当該年度をもって、全額取崩しました。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用の費用処理方法は、その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △21,384百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在）0.3615%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び年金財政計算上の別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金65百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時に標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 連合設立型確定給付企業年金基金における第1給付部分（共通部分）については、次のとおりであります。
①第1給付部分の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
年金資産の額 95百万円
年金財政計算上の数理債務額 79百万円
差引額 16百万円
②第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在）4.407%
③補足説明
過去勤務債務残高は1百万円であり、その償却方法は平成22年4月から20年での元利均等定率償却しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認め

- られる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であります。代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等について、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。貸倒引当金 1,279 百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 18. 子会社の株式の総額 | 40 百万円 |
| 19. 子会社に対する金銭債権総額 | 98 百万円 |
| 20. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,770 百万円 |
21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は貸借借約によるものに限る。)であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,490 百万円 |
| 危険債権額 | 7,717 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | - 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 111 百万円 |
| 合計額 | 9,319 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,987 百万円であります。
23. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 335 百万円 |
| 預け金 | 4,000 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 335 百万円 |
| 借入金 | 3,322 百万円 |
- 上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、預け金6,000 百万円、日銀補完貸付制度の担保として有価証券15,901 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金等252 百万円が含まれております。
24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを

- 控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、それぞれ合理的な調整を行って算出しております。
- なお、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は178 百万円であります。
25. 出資1口当たりの純資産額 4,338 円23 銭
企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(平成25年9月13日企業会計基準委員会)に準じて算出しております。
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当金庫は、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会、リスク管理委員会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部資金証券課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会及びリスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、運用方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち、総合企画部資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価または経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度末において上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価または経済価値は、4,722 百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提として

おり、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、有価証券、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方式)については(注1)を参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません。また、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	99,434	98,280	△1,153
(2) 有価証券(*1)	65,044	63,418	△1,626
満期保有目的の債券	20,767	19,141	△1,626
その他有価証券	44,277	44,277	-
(3) 貸出金(*1)	250,587		
貸倒引当金(*2)	△1,279		
	249,308	251,019	1,711
金融資産計	413,786	412,717	△1,068
(1) 預金積金(*1)	398,054	397,979	△75
(2) 借入金(*1)	3,322	3,109	△212
金融負債計	401,376	401,088	△287

(*1) 預け金、有価証券、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.、29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	40
非上場株式(*1)	171
保証金等(*2)	252
信金中金出資金(*3)	2,190
合 計	2,653

(*1) 子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 保証金等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	16,050	34,500	2,000	1,000
有価証券(*1)	4,000	11,500	31,190	5,700
満期保有目的の債券	2,400	500	12,200	5,700
その他有価証券のうち満期があるもの	1,600	11,000	18,990	-
貸出金(*2)	64,911	106,499	37,584	36,926
合 計	84,962	152,499	70,774	43,626

(*1) 有価証券の債券のうち、「期間ごとの償還予定額」は、元本についての償還予定額を記載しております。

(*2) 貸出金のうち、償還予定額の見込めないもの及び期間の定めのないものは含まれておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	379,542	18,441	-	71
借入金	300	927	842	1,252
合 計	379,842	19,368	842	1,323

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	1,384	1,385	0
	国債	1,384	1,385	0
	小計	1,384	1,385	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	19,383	17,756	△1,626
	国債	19,383	17,756	△1,626
	小計	19,383	17,756	△1,626
合計		20,767	19,141	△1,626

その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,486	1,988	1,497
	債 券	-	-	-
	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	その他	1,225	861	363
	小 計	4,712	2,850	1,861
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	411	509	△97
	債 券	29,910	31,403	△1,492
	国 債	-	-	-
	地方債	7,463	7,798	△335
	社 債	22,447	23,605	△1,157
	その他	9,242	9,648	△405
小 計	39,565	41,561	△1,996	
合計		44,277	44,411	△134

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	358	61	-
債 券	11,992	10	940
国 債	-	-	-
地方債	2,244	-	241
社 債	9,748	10	699
その他	2,203	69	77
合計	14,555	141	1,017

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,586百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,680百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	304百万円
その他有価証券評価差額金	38
賞与引当金	54
その他	302
繰延税金資産小計	699
評価性引当額	△343
繰延税金資産合計	356
繰延税金負債	
前払年金費用	98
その他	6
繰延税金負債の合計	104
繰延税金負債の純額	251

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来約27.9%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.6%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は1,468千円増加し、その他有価証券評価差額金は942千円減少し、法人税等調整額は525千円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は7,769千円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

損益計算書注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 12,571千円
子会社との取引による費用総額 109,482千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 297円34銭
企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成25年9月13日）及び実務対応報告第9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（平成22年6月30日）に準じて算出しております。
- 令和元年度において、「資金運用収益」の「その他の受入利息」に含めていた地方公共団体からの利子補給金は、金額的重要性が増したため、令和2年度から「資金運用収益」の「貸出金利息」に含めて計上しております。当事業年度においては「貸出金利息」として132,317千円計上しております。
- その他の業務収益には、貸出金期限前弁済違約金1,621千円を含んでおります。その他の経常収益には、過年度不計上未収利息受入16,412千円、出資金雑益繰入9,409千円、睡眠預金口座雑益繰入9,027千円、渋谷駅桜丘口地区再開発に伴う清算金7,099千円、出資未払配当金雑益繰入6,059千円、共済会等配当2,951千円、睡眠預金払戻損失引当金戻入益1,707千円を含んでおります。その他の業務費用には、障害者雇用納付金1,800千円を含んでおります。その他の経常費用には、信用保証協会責任共有制度負担金112,801千円、金庫創立100周年記念事業費12,500千円、偶発損失引当金繰入5,039千円、HPリニューアル契約解除清算金1,349千円、証貸利息過大請求返還金1,126千円を含んでおります。その他の特別損失は、店舗統廃合費用であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

- (2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	160

(注)

- 対象役員に該当する理事は8名、監事は2名です。(期中に退任した者を含みます。)
- 上記の内訳は、「基本報酬」132百万円、「賞与」4百万円、「退職慰労金」23百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
- 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)

- 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
- 「主要な連結子法人等」とは当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
- 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営に関する指標

(注)計数は、原則として金額の場合は単位未満を切り捨て、比率の場合は小数点第3位未満を切り捨て、構成比の場合は小数点第2位未満を切り捨てにより表示しております。

業務粗利益・業務純益

(単位：千円)

「業務粗利益」は、預金、貸出金、有価証券等の利息収支を示す「資金運用収支」、各種手数料の収支を示す「役務取引等収支」、外国為替の売買損益等を示す「その他業務収支」から構成されています。
「業務純益」は、金融機関の主要な本来業務での収益状況をもっとも的確に示す重要な指標であり、信用金庫法に基づく報告書様式（決算速報）によって算出したものです。具体的には、この「業務粗利益」から経費と一般貸倒引当金の純繰入額等を差し引いたものです。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	5,136,727	5,130,720	5,085,017
資金運用収益	5,219,528	5,216,522	5,348,376
資金調達費用	82,801	85,802	263,358
役務取引等収支	355,504	382,940	419,300
役務取引等収益	471,619	503,722	537,671
役務取引等費用	116,115	120,782	118,370
その他業務収支	△309,740	△519,503	△929,897
その他業務収益	58,424	39,697	90,273
その他業務費用	368,164	559,201	1,020,170
業務粗利益	5,182,491	4,994,156	4,574,421
業務粗利益率 (%)	1.25	1.22	1.12
業務純益	1,110,349	1,044,723	749,744
実質業務純益	1,313,731	1,044,723	540,075
コア業務純益	1,647,296	1,579,363	1,484,038
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	1,647,296	1,579,363	1,484,038

- (注)
1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。
 3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
 4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、利回り %)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	408,818	5,216,522	1.27	407,002	5,348,376	1.31
うち貸出金	251,835	4,322,447	1.71	247,459	4,293,095	1.73
うち預け金	83,761	93,212	0.11	90,460	222,615	0.24
うち買入金銭債権	143	1,031	0.71	228	1,918	0.84
うち有価証券	71,413	758,723	1.06	66,613	789,561	1.18
資金調達勘定	397,183	85,802	0.02	393,960	263,358	0.06
うち預金積金	393,026	59,148	0.01	390,148	238,393	0.06
うち借入金	3,830	21,954	0.57	3,488	20,270	0.58

資金の運用、調達の構成を示しています。

利鞘

(単位：%)

「総資金利鞘」は、「資金運用利回り」から「資金調達原価率」を差し引いたもので、運用資金全体の収益力をみる指標です。

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回り	1.27	1.31
資金調達原価率	1.01	1.09
総資金利鞘	0.26	0.22

総資産利益率

(単位：%)

この比率は、資産規模に対する利益の比率をみる指標です。

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.36	0.08
総資産当期純利益率	0.28	0.36

- (注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

受取利息・支払利息の分析

(単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 101,354	98,349	△ 3,004	△ 118,062	249,838	131,776
うち貸出金	19,250	58,616	77,867	△ 75,122	45,770	△ 29,352
うち預け金	8,953	△ 1,782	7,170	7,454	121,948	129,403
うち買入金銭債権	△ 310	183	△ 127	604	282	886
うち有価証券	△ 129,247	41,333	△ 87,914	△ 50,999	81,837	30,838
支払利息	△ 16,947	19,838	2,891	△ 2,394	179,955	177,560
うち預金積金	558	452	1,011	△ 433	179,678	179,245
うち借入金	△ 17,506	19,385	1,879	△ 1,961	276	△ 1,684

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

受取利息と支払利息の前年度と比べた増減要因を分析しています。

預貸率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
期 末	63.37	62.95
期中平均	64.07	63.42

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

お客様からお預かりした預金のうちどのくらいを貸出金として運用しているかを示す指標です。

預証率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
期 末	16.63	16.39
期中平均	18.17	17.07

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

お客様からお預かりした預金のうちどのくらいを有価証券として運用しているかを示す指標です。

経費の内訳

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
人件費	2,451,035	2,433,863
報酬給料手当	1,953,518	1,961,339
退職給付費用	192,432	155,242
その他	305,084	317,281
物件費	1,341,272	1,439,402
事務費	558,421	639,626
うち旅費・交通費	15,992	16,199
通信費	43,496	40,169
事務機械賃借料	4,455	4,724
事務委託費	371,218	408,712
固定資産費	334,715	356,672
うち土地建物賃借料	112,761	113,954
保全管理費	133,779	148,852
事業費	122,581	122,914
うち広告宣伝費	50,557	48,842
交際費・寄贈費・諸会費	41,185	42,061
人事厚生費	35,883	35,790
減価償却費	234,040	228,738
その他	55,630	55,660
税金	180,425	184,879
合 計	3,972,733	4,058,146

預金に関する指標

預金科目別平均残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和5年度		令和6年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	194,391	49.4	193,104	49.4
当座預金	25,591	6.5	26,698	6.8
普通預金	166,515	42.3	164,160	42.0
貯蓄預金	418	0.1	437	0.1
通知預金	432	0.1	348	0.0
別段預金	1,274	0.3	1,303	0.3
納税準備預金	158	0.0	155	0.0
定期性預金	198,622	50.5	197,007	50.4
定期預金	190,615	48.4	189,361	48.5
定期積金	8,007	2.0	7,646	1.9
その他	12	0.0	36	0.0
非居住者円預金	-	-	-	-
外貨預金	12	0.0	36	0.0
計	393,026	100.0	390,148	100.0
譲渡性預金	-	-	-	-
合計	393,026	100.0	390,148	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

定期預金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
固定金利定期預金	185,869	187,352
変動金利定期預金	2	2
その他	6	6
合計	185,878	187,360

預金者別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	207,092	52.5	202,478	50.8
法人	187,326	47.4	195,575	49.1
うち一般法人	161,587	40.9	168,073	42.2
うち金融機関	16,218	4.1	18,167	4.5
うち公金	9,520	2.4	9,334	2.3
合計	394,418	100.0	398,054	100.0

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄	88	74

一店舗当たりの預金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
期末残高	20,758	22,114
平均残高	20,685	21,674

役職員一人当たりの預金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
期末残高	1,280	1,288
平均残高	1,259	1,226

貸出金に関する指標

貸出金科目別平均残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和5年度		令和6年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	1,628	0.6	1,511	0.6
手形貸付	6,000	2.3	5,875	2.3
証書貸付	241,516	95.9	237,117	95.8
当座貸越	2,689	1.0	2,953	1.1
合計	251,835	100.0	247,459	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

貸出金金利区分別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利	138,475	55.3	136,072	54.3
変動金利	111,494	44.6	114,515	45.6
短期プライムレート	107,666	43.0	111,329	44.4
長期プライムレート	3,828	1.5	3,185	1.2
合計	249,970	100.0	250,587	100.0

貸出金業種別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	13,157	5.2	12,428	4.9
農業、林業	-	-	7	0
建設業	16,838	6.7	15,977	6.3
情報通信業	9,699	3.8	9,542	3.8
運輸業、郵便業	4,252	1.7	4,072	1.6
卸売業、小売業	45,889	18.3	44,203	17.6
金融業、保険業	313	0.1	286	0.1
不動産業	79,270	31.7	84,053	33.5
物品賃貸業	727	0.2	667	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	10,815	4.3	10,427	4.1
宿泊業	3,119	1.2	4,165	1.6
飲食業	8,532	3.4	8,488	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	2,114	0.8	1,905	0.7
教育、学習支援業	1,428	0.5	1,245	0.4
医療、福祉	1,374	0.5	1,378	0.5
その他のサービス	25,714	10.2	24,952	9.9
小計	223,248	89.3	223,796	89.3
地方公共団体	-	-	-	-
個人	26,722	10.6	26,791	10.6
合計	249,970	100.0	250,587	100.0
会員	248,743	99.5	249,547	99.5
会員外	1,226	0.4	1,039	0.4

当金庫の融資先は、不動産業、卸売・小売業、個人、その他のサービス業の順となっており、業種別ではバランスのとれた構成比となっています。

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金内訳

P25のロ一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額に準じており、掲載を省略しております。

貸出金償却額

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	243,326	241,910

直接引き落とした償却額となっています。

貸出金に関する指標

貸出金用途別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	66,727	26.6	66,269	26.4
運転資金	183,242	73.3	184,317	73.5
合 計	249,970	100.0	250,587	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
消費者ローン	1,640	1,969
住宅ローン	11,753	11,880
合 計	13,393	13,849

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	4,849	5,053
有価証券	158	39
動 産	-	-
不動産	75,153	81,199
その他	-	-
計	80,161	86,292
信用保証協会・信用保険	102,653	95,654
保 証	13,293	13,279
信 用	53,861	55,360
合 計	249,970	250,587

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	5	0
有価証券	-	-
動 産	-	-
不動産	2,071	1,617
その他	-	-
計	2,076	1,618
信用保証協会・信用保険	-	-
保 証	68	63
信 用	364	255
合 計	2,509	1,936

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
信金中央金庫	2,504	1,936
日本政策金融公庫	2	0
住宅金融支援機構	289	223
福祉医療機構	-	-
合 計	2,796	2,160

代理貸付は、当金庫が他の金融機関との業務委託契約に基づいて委託金融機関の資金を貸出する制度です。

有価証券に関する指標

一店舗当たりの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
期末残高	13,156	13,921
平均残高	13,254	13,747

役職員一人当たりの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
期末残高	811	810
平均残高	807	778

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	令和6年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	2,400	-	484	-	12,223	5,659	-	20,767
地方債	1,000	-	-	3,226	3,236	-	-	7,463
社債	598	2,272	8,327	10,322	926	-	-	22,447
株式	-	-	-	-	-	-	4,109	4,109
外国証券	-	-	-	-	-	-	4,774	4,774
投資信託	189	686	180	88	-	-	4,549	5,693
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

	令和5年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	5,700	2,400	-	-	4,417	7,060	-	19,578
地方債	-	-	-	-	3,409	2,310	-	5,719
社債	999	1,692	5,450	5,915	6,563	5,630	-	26,251
株式	-	-	-	-	-	-	4,110	4,110
外国証券	-	-	-	-	-	-	3,600	3,600
投資信託	191	391	727	-	-	-	5,042	6,352
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	19,578	23,040	20,767	19,845
地方債	5,719	6,952	7,463	6,469
社債	26,251	30,134	22,447	27,717
株式	4,110	2,344	4,109	2,518
外国証券	3,600	3,002	4,774	4,204
投資信託	6,352	5,939	5,693	5,857
その他の証券	-	-	-	-
合計	65,614	71,413	65,256	66,613

有価証券は、余裕資金の運用手段の一つとして位置付けております。

運用に際しては、国債等を中心とした高格付けの債券を投資対象とし、選定しています。

有価証券に関する指標

有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	9,099	9,130	30	1,384	1,385	0
	小 計	9,099	9,130	30	1,384	1,385	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	10,479	9,816	△ 662	19,383	17,756	△ 1,626
	小 計	10,479	9,816	△ 662	19,383	17,756	△ 1,626
合 計		19,578	18,947	△ 631	20,767	19,141	△ 1,626

(注) 1. 「時価」は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 「時価」を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,838	2,061	1,777	3,486	1,988	1,497
	債 券	-	-	-	-	-	-
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他	6,654	6,174	479	1,225	861	363
	小 計	10,492	8,235	2,257	4,712	2,850	1,861
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	83	97	△ 13	411	509	△ 97
	債 券	31,971	33,285	△ 1,313	29,910	31,403	△ 1,492
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地方債	5,719	5,947	△ 227	7,463	7,798	△ 335
	社 債	26,251	27,337	△ 1,085	22,447	23,605	△ 1,157
	その他	3,299	3,495	△ 196	9,242	9,648	△ 405
	小 計	35,354	36,878	△ 1,523	39,565	41,561	△ 1,996
合 計		45,847	45,114	733	44,277	44,411	△ 134

(注) 1. 「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	40	40
非上場株式	148	171
組合出資金	-	-
合 計	188	211

その他

内国為替取扱実績

(単位：件数 件、金額 百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	仕向為替	449,386	718,951	467,042	779,845
	被仕向為替	409,244	748,471	417,816	817,145
代金取立	仕向為替	2	20	-	-
	被仕向為替	1	0	-	-

外国為替取扱実績

(単位：件数 件、金額 千米ドル)

		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
貿易取引		760	39,554	704	34,911
輸出		149	22,237	140	18,795
輸入		611	17,317	564	16,116
貿易外取引		269	2,216	312	7,142
海外送金他		267	2,214	310	7,142
外貨預金		2	2	2	0
インパクトローン		-	-	-	-
外貨両替		-	-	-	-
合計		1,029	41,770	1,016	42,053
信用状開設		4	942	2	228

外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

	令和5年度	令和6年度
外貨貸出金	-	-
外国他店預け	108	523
取立外国為替	-	-
外国通貨	-	-
コールローン	-	-
合計	108	523

外国他店預けは、他の金融機関に預けている外貨建の流動性預金です。取立外国為替は、輸入業者への輸入ユーザンス(本邦ローン)などです。

自動機器設置台数

(単位：台)

	令和5年度	令和6年度
現金自動預入支払機(ATM)	38	39

公共債引受及び窓口販売実績

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
公共債引受額	-	-
国債	-	-
政保債	-	-
窓口販売実績	21	113

デリバティブ取引の状況

(単位：百万円)

区分	種類	令和5年度				令和6年度			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	先物為替予約	-	-	-	-	5	-	5	0
	売建 買建	- -	- -	- -	- -	5 5	- -	5 5	0 0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

先物外国為替取引以外の取引所金融先物取引、金融デリバティブ取引、オプション取引等に該当する取引はありません。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

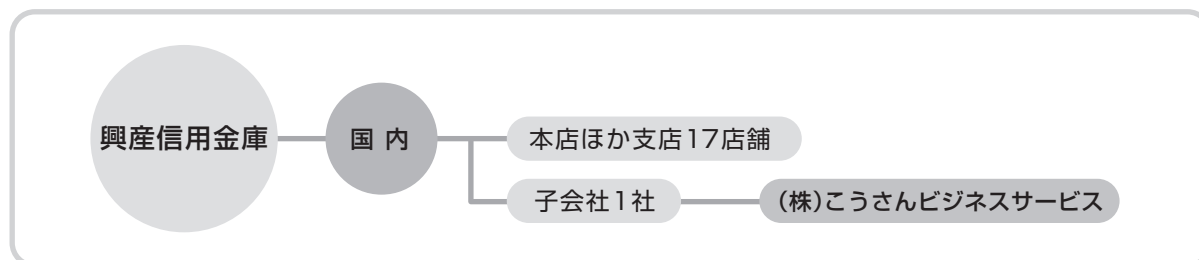
商品有価証券の種類別平均残高

該当する取引はありません。

金庫及び子会社等に関する事項

当金庫グループの主要な事業の内容及び組織の構成

企業集団は、当金庫、子会社 1 社で構成され、信用金庫業務を中心に事務受託業務などの金融サービスを提供しております。



子会社の状況

会社名	所在地	事業の内容	設立年月日	資本金	当金庫の議決権比率	子会社等の議決権比率
(株)こうさんビジネスサービス	江戸川区篠崎町7-9-3	事務用品販売、不動産管理事務受託	平成3年6月12日	4,000万円	100%	-

※上記子会社は、金庫の100%出資子会社です。

令和6年度の業績（連結）

厳しい金融環境の中、当金庫グループ全体で経営の合理化、効率化に努めました結果、経常利益は373百万円、当期純利益は1,537百万円を計上することができました。また、当金庫グループ全体の健全性・安全性を示す連結自己資本比率は前年度末比0.97ポイント上昇し11.69%となりました。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	97,092	102,364	預金積金	394,329	397,956
買入金銭債権	120	213	借入金	3,677	3,322
有価証券	65,574	65,216	その他負債	1,477	2,182
貸出金	249,970	250,587	賞与引当金	185	193
外国為替	16	78	役員退職慰労引当金	145	144
その他資産	3,463	3,104	睡眠預金払戻損失引当金	15	13
有形固定資産	6,347	5,444	偶発損失引当金	74	79
建物	1,833	1,338	繰延税金負債	38	-
土地	4,208	3,815	再評価に係る繰延税金負債	309	317
その他の有形固定資産	305	291	債務保証	2,513	1,939
無形固定資産	337	314	負債の部合計	402,767	406,150
ソフトウェア	119	104	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	217	210	出資金	2,572	2,619
退職給付に係る資産	294	344	利益剰余金	17,964	19,410
繰延税金資産	-	251	処分未済持分	△43	△42
債務保証見返	2,513	1,939	会員勘定合計	20,493	21,988
貸倒引当金	△1,418	△1,287	その他有価証券評価差額金	528	△96
			土地再評価差額金	523	530
			評価・換算差額等合計	1,051	433
			純資産の部合計	21,544	22,422
資産の部合計	424,312	428,572	負債及び純資産の部合計	424,312	428,572

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
経常収益	6,448,688	6,156,611
資金運用収益	5,216,522	5,348,376
貸出金利息	4,322,447	4,293,095
預け金利息	93,212	222,615
有価証券利息配当金	758,723	789,561
その他の受入利息	42,139	43,104
役員取引等収益	503,695	537,647
その他業務収益	39,697	90,273
その他経常収益	688,772	180,313
貸倒引当金戻入益	179,464	-
償却債権取立益	7,448	58,153
その他の経常収益	501,859	122,160
経常費用	4,927,454	5,782,751
資金調達費用	85,800	263,316
預金利息	59,136	237,860
給付補填備金繰入額	10	490
借入金利息	21,954	20,270
その他の支払利息	4,699	4,695
役員取引等費用	120,782	118,370
その他業務費用	559,201	1,020,170
経費	3,868,474	3,971,445
その他経常費用	293,194	409,447
貸倒引当金繰入額	-	36,378
貸出金償却	98,137	156,430
その他の経常費用	195,057	216,638
経常利益	1,521,233	373,860
特別利益	59,135	1,658,223
固定資産処分益	-	1,658,223
その他の特別利益	59,135	-
特別損失	55	8,684
固定資産処分損	55	6,338
その他の特別損失	-	2,346
税金等調整前当期純利益	1,580,314	2,023,399
法人税、住民税及び事業税	339,477	533,116
法人税等調整額	43,317	△46,794
法人税等合計	382,794	486,321
当期純利益	1,197,519	1,537,077
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,197,519	1,537,077

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	16,842,397	17,964,099
利益剰余金増加高	1,197,519	1,537,077
当期純利益	1,197,519	1,537,077
利益剰余金減少高	75,817	75,792
配当金	75,817	75,792
利益剰余金期末残高	17,964,099	19,410,615

信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	786	1,490
危険債権	7,749	7,717
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	115	111
小計(A)	8,650	9,319
正常債権(B)	244,216	243,717
総与信残高(A)+(B)	252,864	253,036

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
6. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

連結自己資本比率（国内基準）

P33の2. 自己資本の構成に関する事項に記載しております。

「連結自己資本比率」は、国内基準を大きく上回っています。

(注) 「連結自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適正であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

主要な連結経営指標

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益	6,149	6,193	5,911	6,448	6,156
連結経常利益	644	1,915	948	1,521	373
親会社株主に帰属する当期純利益	548	1,657	541	1,197	1,537
連結純資産額	18,802	20,253	19,523	21,544	22,422
連結総資産額	436,902	455,963	424,588	424,312	428,572
連結自己資本比率	10.03%	10.90%	10.66%	10.72%	11.69%

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部で事業用不動産の管理、事務用品の販売等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 38年~47年 その他 2年~39年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を考慮し予想損失率を債権額に乗じた額を計上しております。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、影響が顕在化した特定業種に属する債務者に対する債権について、一定の仮定に基づき貸倒引当金を追加計上しております。これに伴う貸倒引当金の額は179百万円です。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部が一次の資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部資産管理課が二次の資産査定を行い、監査部監査課が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、800百万円です。
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、影響が顕在化した特定業種に属する債務者に対する債権について、一定の仮定に基づき、昨年度まで、貸倒引当金を追加計上しておりましたが、今年度、コロナ禍から脱却したと判断し、当該年度をもって全額取崩しました。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用の費用処理方法は、その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。
当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立され

た企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在)
0.3629%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び年金財政計算上の別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年00ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金65百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時に標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

- 連結設立型確定給付企業年金基金における第1給付部分(共通部分)については、次のとおりであります。

①第1給付部分の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)	
年金資産の額	95百万円
年金財政計算上の数理債務額	79百万円
差引額	16百万円

②第1給付部分全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在)
4.407%

③補足説明

過去勤務債務残高は1百万円であり、その償却方法は平成22年4月から20年での元利均等定率償却しております。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に該当するヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等について、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

17. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。貸倒引当金 1,279 百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
18. 有形固定資産の減価償却累計額 4,771 百万円
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,490 百万円 |
| 危険債権額 | 7,717 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 111 百万円 |
| 合計額 | 9,319 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,564百万円であります。
21. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 335 百万円 |
| 預け金 | 4,000 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 335 百万円 |
| 借入金 | 3,322 百万円 |
- 上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、預け金6,000百万円、日銀補完貸付制度の担保として有価証券15,901百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金等252百万円が含まれております。
22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、それぞれ合理的な調整を行って算出しております。
- なお、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は178百万円であります。
23. 出資1口当たりの純資産額 4,349円39銭
- 企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(平成25年9月13日企業会計基準委員会)に準じて算出しております。
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
当金庫グループは、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会、リスク管理委員会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部資金証券課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会及びリスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、運用方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、総合企画部資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総合企画部を通じ、理事会、ALM委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価または経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価または経済価値

は、4,722百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利その他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預け金、有価証券、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方式)については(注1)を参照)。なお、市場価格のない株式等及び組出資金は、次表には含めておりません(注2)。また、買入手形及びコールローン、買現先勘定、債券貸借支払保証金、外国為替(資産・負債)、売渡手形及びコールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保保証金並びにコマースナル・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	99,434	98,280	△1,153
(2) 有価証券(*1)	65,044	63,418	△1,626
満期保有目的の債券	20,767	19,141	△1,626
その他有価証券	44,277	44,277	-
(3) 貸出金(*1)	250,587		
貸倒引当金(*2)	△1,279		
	249,308	251,019	1,711
金融資産計	413,786	412,717	△1,068
(1) 預金積金(*1)	398,054	397,979	△75
(2) 借入金(*1)	3,322	3,109	△212
金融負債計	401,376	401,088	△287

(*1) 預け金、有価証券、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫並びに連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	171
保証金等(*2)	252
信金中金出資金(*3)	2,190
合計	2,613

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 保証金等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*3) 信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	16,050	34,500	2,000	1,000
有価証券	4,000	11,500	31,190	5,700
満期保有目的の債券	2,400	500	12,200	5,700
その他有価証券のうち満期があるもの	1,600	11,000	18,990	-
貸出金	64,911	106,499	37,584	36,926
合計	84,962	152,499	70,774	43,626

(注1) 有価証券の債券のうち、「期間ごとの償還予定額」は、元本についての償還予定額を記載しております。

(注2) 貸出金のうち、償還予定額の見込めないもの及び期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	379,542	18,441	-	71
借入金	300	927	842	1,252
合計	379,842	19,368	842	1,323

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	1,384	1,385	0
	国債	1,384	1,385	0
	小計	1,384	1,385	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	19,383	17,756	△1,626
	国債	19,383	17,756	△1,626
	小計	19,383	17,756	△1,626
合計		20,767	19,141	△1,626

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照 表計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	3,486	1,988	1,497
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	1,225	861	363
	小 計	4,712	2,850	1,861
連結貸借対照 表計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	411	509	△ 97
	債 券	29,910	31,403	△ 1,492
	国 債	—	—	—
	地方債	7,463	7,798	△ 335
	社 債	22,447	23,605	△ 1,157
	その他	9,242	9,648	△ 405
	小 計	39,565	41,561	△ 1,996
合 計		44,277	44,411	△ 134

27. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	358	61	—
債 券	11,992	10	940
国 債	—	—	—
地方債	2,244	—	241
社 債	9,748	10	699
その他	2,203	69	77
合 計	14,555	141	1,017

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,586百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,680百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	304百万円
その他有価証券評価差額金	38
賞与引当金	54
その他	302
繰延税金資産小計	699
評価性引当額	△ 343
繰延税金資産合計	356
繰延税金負債	
前払年金費用	98
その他	6
繰延税金負債の合計	104
繰延税金負債の純額	251

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.9%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.6%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は1,468千円増加し、その他有価証券評価差額金は942千円減少し、法人税等調整額は525千円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は7,769千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

連結損益計算書注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 298円09銭
企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成25年9月13日）及び実務対応報告第9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（平成22年6月30日）に準じて算出しております。
- 令和元年度において、「資金運用収益」の「その他の受入利息」に含めていた地方公共団体からの利子補給金は、金額的重要性が増したため、令和2年度から「資金運用収益」の「貸出金利息」に含めて計上しております。当連結会計年度においては「貸出金利息」として132,317千円計上しております。
- その他の業務収益には、貸出金期限前弁済違約金1,621千円を含んでおります。その他の経常収益には、過年度不計上未収利息受入16,412千円、出資金雑益繰入9,409千円、睡眠預金口座雑益繰入9,027千円、渋谷駅桜丘口地区再開発に伴う清算金7,099千円、出資未払配当金雑益繰入6,059千円、共済会等配当2,951千円、睡眠預金払戻損失引当金戻入益1,707千円を含んでおります。その他の業務費用には、障害者雇用納付金1,800千円を含んでおります。その他の経常費用には、信用保証協会責任共有制度負担金112,801千円、金庫創立100周年記念事業費12,500千円、偶発損失引当金繰入5,039千円、HPリニューアル契約解除清算金1,349千円、証貸利息過大請求返還金1,126千円を含んでおります。その他の特別損失は、店舗統廃合費用であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

自己資本の充実の状況等について（単体）

バーゼルⅢ第3の柱に係るディスクロージャー項目

自己資本比率規制（BIS規制）に従った「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（告示）により、自己資本の充実の状況等についての「定性的な事項」と「定量的な事項」を開示いたします。

<ご覧いただくにあたっての留意点>

連結における定性的な開示事項は、単体の開示事項の内容と同様であるため、省略しております。

当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、一部「地域別」の区分は省略しております。

I. 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,363	21,854
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,572	2,619
うち、利益剰余金の額	17,910	19,353
うち、外部流出予定額（△）	75	76
うち、上記以外に該当するものの額	△43	△42
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	746	536
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	746	536
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	21,109	22,390
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	337	314
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	337	314
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	212	246
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	550	560
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	20,559	21,830
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	181,786	179,127
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	△9,098
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,445	8,180
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	192,231	187,308
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.69%	11.65%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目と調整項目で構成されております。令和5年度、6年度の自己資本額のうち、当金庫で積み立てているもの以外のものは、基礎項目では地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

2. 定量的及び定性的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫では、自己資本比率規制の下、信用リスクについては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法を採用して自己資本比率を算出しております。この BIS 基準による計測の結果、当金庫の自己資本比率は 11.65%を確保することができ、国内基準の 4%を大きく上回ることができました。

自己資本の充実度に関しまして、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っております。一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	181,783	7,271	179,127	7,165
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	179,719	7,188	184,956	7,398
ソブリン向け	232	9	331	13
金融機関・第一種金融商品取引業者向け	9,612	384	10,178	407
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			2,882	115
カバード・ボンド向け			-	-
法人等向け	37,557	1,502	62,734	2,509
中小企業等向け及び個人向け	23,226	929		
中堅中小企業等向け及び個人向け			34,846	1,393
トランザクター向け			13	0
抵当権付住宅ローン	193	7		
不動産取得等事業向け	79,915	3,196		
不動産関連向け			40,145	1,605
自己居住用不動産等向け			2,813	112
賃貸用不動産向け			4,477	179
事業用不動産関連向け			32,835	1,313
その他不動産関連向け			-	-
ADC 向け			-	-
劣後債権及びその他資本性証券等			10	0
三月以上延滞等	188	7		
延滞等向け			5,624	224
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			332	13
取立未済手形	86	3	60	2
信用保証協会等による保証付	5,470	218	5,538	221
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	7,041	281		
出資等のエクスポージャー	7,041	281		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
株式等			15,507	620
上記以外	16,194	647	9,646	385
重要な出資のエクスポージャー			-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	66	2
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,391	95	2,200	88
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			192	7
上記以外のエクスポージャー	13,802	552	7,187	287

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー		-	-	-	-
証券化	STC要件適用分	-	-	-	-
	非STC要件適用分	-	-	-	-
	短期STC要件適用分	-	-	-	-
	不良債権証券化適用分	-	-	-	-
	STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化		-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		2,064	82	3,227	129
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	ルック・スルー方式	2,064	82	3,227	129
	マンドート方式	-	-	-	-
	蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
	蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
	フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引		-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		-	-	△ 9,098	△ 363
⑥CVAリスク相当額を八％で除して得た額(簡便法)		-	-	41	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	0	0
□ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		10,445	417	8,180	327
BI		-	-	5,453	-
BIC		-	-	654	-
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)		192,229	7,689	187,308	7,492

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(令和5年度計数)。
7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
9. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

①リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資規程」とそれに基づく各種規則を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制とし、適切な案件審査・与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出してあります。また、個別貸倒引当金に関して、破綻懸念先は未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び破綻先は未保全額の全額を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めてあります。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エク スポ ージャー	延滞 エク スポ ージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国内	422,019	428,235	252,867	252,653	61,281	60,591	338	2,858	656	9,360
国外	3,600	4,800	-	-	3,600	4,800	-	-	-	-
地域別合計	425,619	433,035	252,867	252,653	64,881	65,391	338	2,858	656	9,360

製造業	18,546	18,129	13,268	12,508	5,277	5,621	-	-	75	235
農・林・漁・鉱業	0	8	0	8	-	-	-	-	-	-
建設業	17,580	16,704	16,900	16,024	679	679	-	-	115	352
電気・ガス・熱供給・水道業	1,498	499	-	-	1,498	499	-	-	-	-
情報通信業	12,216	12,602	9,760	9,583	2,185	2,655	-	-	53	376
運輸業、郵便業	4,468	4,321	4,355	4,128	112	193	-	-	-	130
卸売業、小売業	47,573	45,831	45,451	43,722	2,122	2,108	-	-	223	3,374
金融業、保険業	100,731	107,168	313	287	3,583	4,875	-	-	-	-
不動産業	89,713	92,738	81,765	86,125	7,941	3,552	-	-	40	1,919
物品賃貸業	727	667	727	667	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	10,825	10,439	10,825	10,439	-	-	-	-	10	580
宿泊業	3,122	4,169	3,122	4,169	-	-	-	-	-	-
飲食業	8,720	8,663	8,720	8,663	-	-	-	-	0	340
生活関連サービス業、娯楽業	2,164	1,928	2,164	1,928	-	-	-	-	-	46
教育・学習支援業	1,481	1,297	1,481	1,297	-	-	-	-	-	43
医療・福祉	1,376	1,380	1,376	1,380	-	-	-	-	-	2
その他のサービス	27,249	30,781	25,981	25,186	1,179	5,294	-	-	118	1,456
国・地方公共団体等	31,099	29,567	-	-	31,091	29,560	-	-	-	-
個人	25,759	25,840	25,751	25,832	-	-	-	-	10	501
その他	20,763	20,294	900	700	9,209	10,350	338	2,858	5	-
業種別合計	425,619	433,035	252,867	252,653	64,881	65,391	338	2,858	656	9,360

1年以下	64,529	63,699	39,966	42,816	6,898	4,300	-	-	-	-
1年超3年以下	60,081	64,472	27,610	31,382	4,398	3,011	-	-	-	-
3年超5年以下	41,149	46,129	34,330	32,181	6,313	9,348	-	-	-	-
5年超7年以下	54,579	62,428	43,005	46,925	6,573	14,467	-	-	-	-
7年超10年以下	55,069	47,213	39,691	29,531	14,377	16,682	-	-	-	-
10年超	84,525	76,164	67,923	69,504	15,602	5,659	-	-	-	-
期間の定めのないもの	65,684	72,927	339	312	10,717	11,919	338	2,858	-	-
残存期間別合計	425,619	433,035	252,867	252,653	64,881	65,391	338	2,858	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	1,008	746	-	1,008	746
	令和6年度	746	536	-	746	536
個別貸倒引当金	令和5年度	752	672	163	589	672
	令和6年度	672	751	167	505	751
合計	令和5年度	1,761	1,418	163	1,598	1,418
	令和6年度	1,418	1,287	167	1,251	1,287

(注) 当金庫では、単体自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	68	16	△ 51	△ 13	16	3	74	25
農・林・漁・鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	203	77	△ 126	△ 31	77	45	115	116
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	21	52	30	6	52	58	1	12
運輸業、郵便業	2	1	△ 1	△ 1	1	0	2	0
卸売業、小売業	215	314	98	24	314	338	30	56
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	58	51	△ 7	△ 17	51	33	0	6
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	7	0	△ 7	40	0	40	11	1
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	62	62	0	△ 51	62	10	-	10
生活関連サービス業、娯楽業	0	-	△ 0	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	6	6	△ 0	0	6	5	-	-
医療・福祉	-	0	0	0	0	0	-	-
その他のサービス	58	67	8	123	67	190	6	12
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	44	22	△ 21	0	22	22	0	0
その他	2	-	△ 2	-	-	-	-	-
合計	752	672	△ 80	78	672	751	243	241

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 「貸出金償却」は、個別貸倒引当金の目的取崩額と相殺する前の計数を記載しております。
 3. 当金庫では、単体自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。
 4. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バラン ス 資産項目	オン・バラン ス 資産項目	オフ・バラン ス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	2,930	—	2,930	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	55,981	—	55,981	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,939	—	1,939	—	147	8%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,798	—	7,798	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	790	—	790	—	158	20%
国際開発銀行向け	54	—	54	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	3	—	3	—	0	20%
地方三公社向け	122	—	122	—	24	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	68,525	—	68,525	—	10,178	15%
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	86,260	3,026	81,563	496	62,734	76%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	49,699	11,906	44,484	1,393	34,846	76%
トランザクター向け	—	7,695	—	48	13	27%
不動産関連向け	46,986	321	46,213	321	40,145	86%
自己居住用不動産等向け	8,653	—	8,623	—	2,813	33%
賃貸用不動産向け	5,938	60	5,900	60	4,477	75%
事業用不動産関連向け	32,394	260	31,690	260	32,853	103%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	6	—	6	—	10	150%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	4,084	263	3,976	4	5,624	142%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	323	21	323	21	332	96%
取立未済手形	302	—	302	—	60	20%
信用保証協会等による保証付	83,034	16	83,034	1	5,538	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,065	379	6,065	379	15,507	241%
合 計	414,910	15,935	404,116	2,619	175,309	43%

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024 年度															
現金	2,930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	55,981	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,426	-	-	361	-	-	-	-	-	-	-	-	151	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	7,798	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	790	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	122	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	67,824	-	628	-	-	-	-	-	-	72	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	6,204	-	-	-	-	-	-	-	-	12,404	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	1,846	828	2,768	-	252	-	733	-	686	592	-	253	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1,846	828	1,477	-	-	-	733	-	-	592	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,290	-	252	-	-	-	686	-	-	253	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	302	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	83,035	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	68,191	83,035	-	77,455	828	3,396	-	252	-	733	-	734	13,247	-	253	-

(注) 最終化されたパーセルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024 年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,930
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55,981
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,939
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,798
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	790
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	122
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68,525
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	1,931	-	47,130	-	-	14,390	-	-	-	-	-	-	-	-	82,060
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	29,530	-	-	-	-	16,299	-	-	-	-	-	-	-	-	45,878
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48
不動産関連向け	6,975	372	-	-	3,789	-	-	3,110	24,325	-	-	-	-	-	-	46,534
自己居住用不動産等向け	3,139	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,623
賃貸用不動産向け	-	367	-	-	-	-	-	3,110	-	-	-	-	-	-	-	5,960
事業用不動産関連向け	3,835	-	-	-	3,789	-	-	-	24,325	-	-	-	-	-	-	31,950
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	6
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	187	-	-	-	-	3,766	-	-	-	3,981
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	344	-	-	-	-	-	-	-	-	344
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	302
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83,035
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	379	-	-	-	-	-	6,065	-	-	6,445
合 計	6,975	31,834	-	47,130	3,789	-	31,602	3,110	24,325	-	-	3,773	6,065	-	-	406,736

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については記載しておりません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	30,460	40,702
10%	-	90,652
20%	2,720	61,532
35%	-	592
50%	12,210	667
75%	-	42,183
100%	11,256	133,650
150%	-	92
200%	-	-
250%	-	134
1,250%	-	-
合計	56,648	370,208

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	242,718	465	22	242,762
40%～70%	19,686	7,398	10	19,663
75%	30,873	3,252	23	26,434
80%	-	-	-	-
85%	49,800	2,495	20	46,351
90～100%	43,333	2,105	70	43,772
105～130%	28,087	-	-	27,436
150%	3,847	217	10	3,752
250%	6,099	-	0	6,099
1,250%	-	-	-	-
その他	3,161	-	-	3,161
合計	427,607	15,935	21	419,434

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャー・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府保証と同様とし、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。信用リスク削減手法としてのクレジット・デリバティブは利用しておりません。

派生商品取引及びレポ形式の取引については、法的に有効な相対ネットティング契約を用いておりません。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	6,712	6,194	10,857	11,940	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**リスク管理の方針及び手続の概要**

派生商品とは有価証券・通貨・金利・商品等の金融（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定されるものをいい、具体的には先物・オプション・スワップ等があげられます。

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っております。

具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引を行っております。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。また、信用リスクへの対応は、取引相手方の取引実績等に基づき十分な管理のもと行っております。

その他、当金庫が運用している投資信託の資産構成の中で、派生商品取引に該当するものがあります。

また、長期決済期間取引とは約定日から有価証券等及び対価の受渡し・決済までの期間が一定の市場慣行を超える取引をいいますが、当金庫では長期決済期間取引に該当するものではありません。

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	－	－
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	－	－

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
①派生商品取引合計	2	64	1	28
外国為替関連取引	0	64	0	27
株式関連取引	1	0	1	0
②長期決済期間取引	－	－	－	－
合 計	2	64	1	28

(注) 派生商品取引においては、担保による信用リスク削減手法を用いているものはございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、(イ) オリジネーターの場合、(ロ) 投資家の場合とも該当ございません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項**リスク管理の方針及び手続の概要**

出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金等については、「市場関連リスク管理規程」及び「資金運用規程」においてリスク管理の手続きを明記し、さらに、経営会議において運用方針及びリスク限度額等を決定し、これに基づき運用並びにリスク管理を行っております。

また、これらにかかるリスクの認識については、時価評価、BPV（一定の価格変化に伴う損失額）、VaR（最大予想損失額）によるリスク計測によって把握するとともに、金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的に経営会議、ALM委員会、リスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社株式等に関しては、お取引先との取引関係等において投資を行っておりますが、こちらのエクスポージャーについては毎年度末に発行会社の財務状況に基づき株式等の資産査定を行い、信用リスクの管理を行っております。

また、当該取引にかかる会計処理については日本会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

①貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	12,323	12,323	13,130	13,130
非上場株式等	1,740	1,740	1,447	1,447
合 計	14,064	14,064	14,577	14,577

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
売却益	435	131
売却損	3	77
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
評価損益	2,046	1,357

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
評価損益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,914	3,165
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(8) 金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク」をいいます。当金庫が行う取引には、預金・貸出金・有価証券を中心とした銀行勘定の取引があります。金利リスクは、全ての金利感応度資産・負債、オフバランス取引を計測の対象としております。

・リスク管理及びリスク削減の方針

当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることとしており、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

・金利リスクの計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しております。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法

金利リスクに関するヘッジは行っておりません。

②金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII は、以下の定義に基づいて算定しております。

Δ EVE とは IRRBB のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

Δ NII とは、IRRBB のうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

金利リスクの算定手法

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.292 年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5 年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
スプレッドに関する前提	計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めておりません。
内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	Δ EVE は、10 年超の有価証券残高の減少を主因に前年度比減少しております。 Δ NII は、前年比ほぼ横ばいで推移しております。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト（ Δ EVE/ 自己資本の額）の結果は、監督上の基準値である 20% を超過しておりますが、内部管理上、全体の金利リスクを VaR により計測を行っており、信用リスクやその他のリスクとともに、統合的リスク管理の枠組みにおいて配賦した自己資本の範囲内になるよう管理しております。

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	4,722	5,011	196	180
2	下方平行シフト	-	-	Δ 101	17
3	スティープ化	4,330	4,728		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,722	5,011	196	180
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	21,830		20,559	

自己資本の充実の状況等について（連結）

II. 連結自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 当金庫グループの連結子会社の名称及び主要な事業の内容

当金庫グループの連結子会社は、右記の1社で、信用金庫業務を中心に事務受託業務などの金融サービスを提供しております。

会社名	事業の内容
(株) こうさんビジネスサービス	事務用品販売、不動産管理事務受託

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,417	21,911
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,572	2,619
うち、利益剰余金の額	17,964	19,410
うち、外部流出予定額 (△)	75	76
うち、上記以外に該当するものの額	△ 43	△ 42
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	746	536
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	746	536
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,163	22,448
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	337	314
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	337	314
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	212	246
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	550	560
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	20,613	21,887
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	181,748	179,033
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,445	8,180
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	192,193	187,214
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.72%	11.69%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

3. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

当金庫グループの連結自己資本比率は 11.69% と国内基準の 4% を大きく上回っております。

(単位：百万円)

	令和 5 年度		令和 6 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	181,746	7,269	179,033	7,161
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	179,681	7,187	184,862	7,394
ソブリン向け	232	9	25	1
金融機関・第一種金融商品取引業者向け	9,612	384	10,178	407
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			-	-
カバード・ボンド向け			-	-
法人等向け	37,557	1,502	62,734	2,509
中小企業等向け及び個人向け	23,226	929		
中堅中小企業等向け及び個人向け			34,846	1,393
トランザクター向け			13	0
抵当権付住宅ローン	193	7		
不動産取得等事業向け	79,915	3,196		
不動産関連向け			40,145	1,605
自己居住用不動産等向け			2,813	112
賃貸用不動産向け			4,477	179
事業用不動産関連向け			32,853	1,314
その他不動産関連向け			-	-
ADC 向け			-	-
劣後債権及びその他資本性証券等			10	0
三月以上延滞等	188	7		
延滞等向け			5,624	224
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			332	13
取立未済手形	86	3	60	2
信用保証協会等による保証付	5,470	218	5,538	221
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	7,001	280		
出資等のエクスポージャー	7,001	280		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
株式等			15,407	616
上記以外	16,195	647	9,652	386
重要な出資のエクスポージャー			-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもに係るエクスポージャー	-	-	66	2
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,383	95	2,200	88
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			192	7
上記以外のエクスポージャー	13,812	552	7,193	287

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー		-	-	-	-
証券化	STC要件適用分	-	-	-	-
	非STC要件適用分	-	-	-	-
	短期STC要件適用分	-	-	-	-
	不良債権証券化適用分	-	-	-	-
	STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化		-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		2,064	82	3,227	129
	ルック・スルー方式	2,064	82	3,227	129
	マンドート方式	-	-	-	-
	蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
	蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
	フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引		-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		-	-	△ 9,098	△ 363
⑥CVAリスク相当額を八％で除して得た額（簡便法）		-	-	41	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	0	0
□、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		10,445	417	8,180	327
BI		-	-	5,453	-
BIC		-	-	654	-
ハ、連結リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）		192,191	7,687	187,214	7,488

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています（令和5年度計数）。
7. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
9. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エク スポ ージャー	延滞 エク スポ ージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国内	421,991	428,235	252,867	252,653	61,241	60,591	338	2,858	656	9,360
国外	3,600	4,800	-	-	3,600	4,800	-	-	-	-
地域別合計	425,591	433,035	252,867	252,653	64,841	65,391	338	2,858	656	9,360

製造業	18,546	18,129	13,268	12,508	5,277	5,621	-	-	75	235
農・林・漁・鉱業	0	8	0	8	-	-	-	-	-	-
建設業	17,580	16,704	16,900	16,024	679	679	-	-	115	352
電気・ガス・熱供給・水道業	1,498	499	-	-	1,498	499	-	-	-	-
情報通信業	12,216	12,602	9,760	9,583	2,185	2,655	-	-	53	376
運輸業、郵便業	4,468	4,321	4,355	4,128	112	193	-	-	-	130
卸売業、小売業	47,573	45,831	45,451	43,722	2,122	2,108	-	-	223	3,374
金融業、保険業	100,733	107,168	313	287	3,583	4,875	-	-	-	-
不動産業	89,713	92,738	81,765	86,125	7,941	3,552	-	-	40	1,919
物品賃貸業	727	667	727	667	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	10,825	10,439	10,825	10,439	-	-	-	-	10	580
宿泊業	3,122	4,169	3,122	4,169	-	-	-	-	-	-
飲食業	8,720	8,663	8,720	8,663	-	-	-	-	0	340
生活関連サービス業、娯楽業	2,164	1,928	2,164	1,928	-	-	-	-	-	46
教育・学習支援業	1,481	1,297	1,481	1,297	-	-	-	-	-	43
医療・福祉	1,376	1,380	1,376	1,380	-	-	-	-	-	2
その他のサービス	27,209	30,781	25,981	25,186	1,139	5,294	-	-	118	1,456
国・地方公共団体等	31,099	29,567	-	-	31,091	29,560	-	-	-	-
個人	25,759	25,840	25,751	25,832	-	-	-	-	10	501
その他	20,773	20,294	900	700	9,209	10,350	338	2,858	5	-
業種別合計	425,591	433,035	252,867	252,653	64,841	65,391	338	2,858	656	9,360

1年以下	64,529	63,699	39,966	42,816	6,898	4,300	-	-	-	-
1年超3年以下	60,081	64,472	27,610	31,382	4,398	3,011	-	-	-	-
3年超5年以下	41,149	46,129	34,330	32,181	6,313	9,348	-	-	-	-
5年超7年以下	54,579	62,428	43,005	46,925	6,573	14,467	-	-	-	-
7年超10年以下	55,069	47,213	39,691	29,531	14,377	16,682	-	-	-	-
10年超	84,525	76,164	67,923	69,504	15,602	5,659	-	-	-	-
期間の定めのないもの	65,656	72,927	339	312	10,677	11,919	338	2,858	-	-
残存期間別合計	425,591	433,035	252,867	252,653	64,841	65,391	338	2,858	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	1,008	746	-	1,008	746
	令和6年度	746	536	-	746	536
個別貸倒引当金	令和5年度	752	672	163	589	672
	令和6年度	672	751	167	505	751
合計	令和5年度	1,761	1,418	163	1,598	1,418
	令和6年度	1,418	1,287	167	1,251	1,287

(注) 当金庫グループでは、連結自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	68	16	△ 51	△ 13	16	3	74	25
農・林・漁・鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	203	77	△ 126	△ 31	77	45	115	116
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	21	52	30	6	52	58	1	12
運輸業、郵便業	2	1	△ 1	△ 1	1	0	2	0
卸売業、小売業	215	314	98	24	314	338	30	56
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	58	51	△ 7	△ 17	51	33	0	6
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	7	0	△ 7	40	0	40	11	1
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	62	62	0	△ 51	62	10	-	10
生活関連サービス業、娯楽業	0	-	△ 0	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	6	6	△ 0	0	6	5	-	-
医療・福祉	-	0	0	0	0	0	-	-
その他のサービス	58	67	8	123	67	190	6	12
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	44	22	△ 21	0	22	22	0	0
その他	2	-	△ 2	-	-	-	-	-
合計	752	672	△ 80	78	672	751	243	241

- (注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 「貸出金償却」は、個別貸倒引当金の目的取崩額と相殺する前の計数を記載しております。
 3. 当金庫グループでは、連結自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。
 4. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バラン ス 資産項目	オン・バラン ス 資産項目	オフ・バラン ス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	2,930	—	2,930	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	55,981	—	55,981	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,939	—	1,939	—	147	8%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,798	—	7,798	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	790	—	790	—	158	20%
国際開発銀行向け	54	—	54	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	3	—	3	—	0	20%
地方三公社向け	122	—	122	—	24	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	68,525	—	68,525	—	10,178	15%
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	86,260	3,026	81,563	496	62,734	76%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	49,699	11,906	44,484	1,393	34,846	76%
トランザクター向け	—	7,695	—	48	13	27%
不動産関連向け	46,986	321	46,213	321	40,126	86%
自己居住用不動産等向け	8,653	—	8,623	—	2,813	33%
賃貸用不動産向け	5,938	60	5,900	60	4,477	75%
事業用不動産関連向け	32,394	260	31,690	260	32,853	103%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	6	—	6	—	10	150%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	4,084	263	3,976	4	5,624	142%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	323	21	323	21	332	96%
取立未済手形	302	—	302	—	60	20%
信用保証協会等による保証付	83,034	16	83,034	1	5,538	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,025	379	6,025	379	15,407	241%
合 計	414,870	15,935	404,076	2,619	175,191	43%

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024 年度																
現金	2,930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	55,981	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,426	-	-	361	-	-	-	-	-	-	-	-	151	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	7,798	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	790	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	122	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	67,824	-	628	-	-	-	-	-	-	72	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	6,204	-	-	-	-	-	-	-	-	12,404	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	1,846	828	2,768	-	252	-	733	-	686	592	-	253	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1,846	828	1,477	-	-	-	733	-	-	592	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,290	-	252	-	-	-	686	-	-	253	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	302	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	83,035	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	68,191	83,035	-	77,455	828	3,396	-	252	-	733	-	734	13,247	-	253	-	-

(注) 最終化されたパーセルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024 年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,930
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55,981
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,939
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,798
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	790
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	122
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68,525
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	1,931	-	47,130	-	-	14,390	-	-	-	-	-	-	-	-	82,060
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	29,530	-	-	-	-	16,299	-	-	-	-	-	-	-	-	45,878
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48
不動産関連向け	6,975	372	-	-	3,789	-	-	3,110	24,325	-	-	-	-	-	-	46,534
自己居住用不動産等向け	3,139	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,623
賃貸用不動産向け	-	367	-	-	-	-	-	3,110	-	-	-	-	-	-	-	5,960
事業用不動産関連向け	3,835	-	-	-	3,789	-	-	-	24,325	-	-	-	-	-	-	31,950
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	6
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	187	-	-	-	-	3,766	-	-	-	3,981
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	344	-	-	-	-	-	-	-	-	344
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	302
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83,035
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	379	-	-	-	-	-	6,025	-	-	6,405
合 計	6,975	31,834	-	47,130	3,789	-	31,602	3,110	24,325	-	-	3,773	6,025	-	-	406,696

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については記載しておりません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	30,460	40,702
10%	-	90,652
20%	2,720	61,532
35%	-	592
50%	12,210	667
75%	-	42,183
100%	11,256	133,620
150%	-	92
200%	-	-
250%	-	134
1,250%	-	-
合計	56,648	370,180

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分して、
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	242,718	465	22	242,762
40%～70%	19,686	7,398	10	19,663
75%	30,873	3,252	23	26,434
80%	-	-	-	-
85%	49,800	2,495	20	46,351
90～100%	43,333	2,105	70	43,772
105～130%	28,087	-	0	27,436
150%	3,847	217	10	3,752
250%	6,059	-	0	6,059
1,250%	-	-	-	-
その他	3,161	-	-	3,161
合計	427,567	15,935	-	419,394

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャー・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,712	6,194	10,857	11,940	-	-

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	-	-
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
①派生商品取引合計	2	64	1	28
外国為替関連取引	0	64	0	27
株式関連取引	1	0	1	0
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	2	64	1	28

(注) 派生商品取引においては、担保による信用リスク削減手法を用いているものはございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫グループでは、(イ) オリジネーターの場合、(ロ) 投資家の場合とも該当ございません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	12,323	12,323	13,130	13,130
非上場株式等	1,700	1,700	1,384	1,384
合 計	14,024	14,024	14,514	14,514

② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
売却益	435	131
売却損	3	77
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

③ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
評価損益	2,046	1,357

④ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
評価損益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,914	3,165
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(8) 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,722	5,011	196	180
2	下方パラレルシフト	-	-	△ 101	17
3	スティープ化	4,330	4,728		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,722	5,011	196	180
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	21,887		20,613	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「単体における事業年度の開示事項」(8) 金利事項に関する事項の項目に記載しております。

開示項目一覧

A 単体ベースの開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	REPORT.30
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	REPORT.30
(3) 会計監査人の名称	REPORT.30
(4) 事業所の名称及び所在地	REPORT.32
(5) 信用金庫代理業者に関する事項	該当なし
2. 金庫の主要な事業の内容	REPORT.24
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	REPORT.13
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	REPORT.13
① 経常収益 ② 経常利益又は経常損失 ③ 当期純利益又は当期純損失	
④ 出資総額及び出資総回数 ⑤ 純資産額 ⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高 ⑧ 貸出金残高 ⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率 ⑪ 出資に対する配当金 ⑫ 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	資料編.7
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	資料編.7
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	資料編.7
エ. 受取利息及び支払利息の増減	資料編.8
オ. 総資産経常利益率	資料編.7
カ. 総資産当期純利益率	資料編.7
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	資料編.9
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	資料編.9
他の区分ごとの定期預金の残高	資料編.9
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	資料編.10
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	資料編.10
ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	資料編.11
エ. 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	資料編.11
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	資料編.10
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	資料編.8
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分）の平均残高	該当なし
イ. 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び外国証券、その他の証券の区分）の残存期間別の残高	資料編.12
ウ. 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分）の平均残高	資料編.12
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	資料編.8
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理体制	REPORT.21
(2) 法令等遵守の体制	REPORT.19
(3) 中小企業の経営の改善および地域活性化のための取組状況	REPORT.6
(4) ADR 制度への対応	REPORT.17
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	資料編.1
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から⑥までに掲げるものの合計額	REPORT.7
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ） ④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	資料編.21
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	資料編.13
② 金銭の信託	該当なし
③ デリバティブ等取引	資料編.14
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	資料編.10
(6) 貸出金償却の額	資料編.10
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合はその旨	資料編.3
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響	

を与えるものとして金融庁長官が別に定めるも 資料編.6

B 連結ベースの開示項目

1. 金庫及びその子会社等（説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く、以下同じ）の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	資料編.15
(2) 金庫の子会社等に関する事項	資料編.15
① 名称 ② 主たる営業所又は事業所の所在地 ③ 資本金又は出資金	
④ 事業の内容 ⑤ 設立年月日 ⑥ 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 ⑦ 金庫の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	資料編.15
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	資料編.16
① 経常収益 ② 経常利益又は経常損失 ③ 親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 ④ 純資産額 ⑤ 総資産額	
⑥ 連結自己資本比率	
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	資料編.15,16
(2) 金庫及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	資料編.16
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ） ④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	資料編.34
(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	資料編.16

金融再生法の開示項目

資産の査定公表 REPORT.7

パーゼルⅢ第3の柱による開示

単体	資料編.21
連結	資料編.33

任意の開示項目

営業地区及び会員数	REPORT.12
地域貢献	REPORT.2
トピックス（1年の歩み）	REPORT.10
貸出運営についての考え方	REPORT.25
金融商品に係る勧誘方針	REPORT.26
顧客保護管理方針	REPORT.19
個人情報保護について	REPORT.20
経営者保証に関する取組方針	REPORT.20
反社会的勢力に対する基本方針	REPORT.20
利益相反管理方針	REPORT.20
商品ご利用にあたっての留意事項	REPORT.24
主な手数料一覧	REPORT.27
報酬体系について	資料編.6
経費の内訳	資料編.8
預金者別残高	資料編.9
財形貯蓄残高	資料編.9
役員一人当たりの預金残高	資料編.9
役員一人当たりの貸出金残高	資料編.12
一店舗当たりの預金残高	資料編.9
一店舗当たりの貸出金残高	資料編.12
消費者ローン・住宅ローン残高	資料編.11
代理貸付残高の内訳	資料編.11
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・取引状況	REPORT.17
外国為替取扱実績	資料編.14
外国為替取扱実績	資料編.14
外貨貸付残高	資料編.14
公共債引受及び窓口販売実績	資料編.14
自動機器設置台数	資料編.14
総代会の仕組み	REPORT.28
金庫の沿革	REPORT.31



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

(本店)〒101-0035 東京都千代田区神田紺屋町41 Tel:03-3254-3335

(本部)〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-40 Tel:03-6739-7700(代表)

ホームページアドレス <https://www.shinkin.co.jp/kosan/>

お問い合わせ先：総合企画部 Tel:03-6739-7791